

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部を改正について
藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部を次のように改正する。

2006年（平成18年）3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成18年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市石名坂温水プールの管理業務を行う指定管理者からの提案に従い、藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部改正を必要による。

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 開 沼 佳 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条の2関係）

（表）

藤沢市スポーツ施設回数券
円券
（販売価格 円）
（指定管理者名）

（裏）

[注意事項]

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。 別記様式(第3条の2関係) (平成2年教委規則2・追加) (表)</p>	<p>別記様式(第3条の2関係) (平成2年教委規則2・追加) (表)</p>
<p>藤沢市スポーツ施設回数券</p> <p style="text-align: right;">円券 円)</p> <p>(販売価格</p> <p>(指定管理者名)</p>	<p>プール回数券</p> <p style="text-align: right;">円券</p> <p>藤沢市</p>
<p>(裏)</p>	<p>(裏)</p>
<p>[注意事項]</p>	<p>[注意事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本券によって、プールの利用券の交付をうけつけてください。 2.本券は、払い戻しはできません。 3.本券は、折り曲げたり、磁気に近づけたりすると使えなくなることがあります。 4.満員のときは、利用できないことがあります。